

B型・C型ウイルス性

肝炎定期検査助成のすすめ



定期検査を受けた際の
支払いが、一部もしくは全部が
戻る制度があります
申請は年2回まで

肝炎治療後も、定期検査が必要です。
専門医療機関での定期的な
フォローアップにより、
重症化予防、早期治療に繋げて
いくことが目的です。



対象となる検査



対象となる項目の
血液検査



エコー検査

または



肝硬変・
肝がんの人
のみ

CT・MRI 検査

← 中面も
チェック

CHECK!

以下、すべてにあてはまる方が対象です。

- 佐賀県内に住民登録をしている方
- 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者の方
(治療後の経過観察を含む)
- 現在ウイルス性肝炎治療費助成を受けていない方
- 2 次以上の登録医療機関で検査を受けられた方
- 以下の①～⑥について同意を得られる方
 - ① 定期検査を受診したことが県および市町へ情報提供されること
 - ② 受診状況や治療内容を確認する調査票の送付や電話連絡等がある場合があること
 - ③ 肝疾患についての相談会や講習会の案内を送る場合があること
 - ④ 佐賀県内に住民登録があるか確認する場合があること
 - ⑤ 匿名化の上、佐賀県肝疾患データベース登録されること
 - ⑥ 病状について医療機関に問合せをする場合があること

【以下のことに注意してください】

注意 1

一連の検査が同一医療機関でひと月以内であれば一回分として申請できます。
ただし、医師の判断により、検査項目の増減、追加の検査が実施される場合もあります。

注意 2

保険適用外の検査については助成の対象外となります。

注意 3

診断書作成・文書取得には費用がかかる場合があります。事前に医療機関に確認してください。

注意 4

医師の診断書作成料は助成の対象には含まれません。

●書類を持参し手続きする場合の保健福祉事務所一覧

| お住いの地域 | 管轄の保健福祉事務所 | お問合せ先 |
|-----------------------------|--------------------|--------------|
| 佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町 | 佐賀中部保健福祉事務所 健康指導担当 | 0952-30-1905 |
| 鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町 | 鳥栖保健福祉事務所 健康推進担当 | 0942-83-3579 |
| 唐津市、玄海町 | 唐津保健福祉事務所 健康推進担当 | 0955-73-4186 |
| 伊万里市、有田町 | 伊万里保健福祉事務所 健康推進担当 | 0955-23-2101 |
| 武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町 | 杵藤保健福祉事務所 健康推進担当 | 0954-22-2104 |

●書類を郵送で手続きする場合

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
佐賀県健康福祉部 健康増進課がん撲滅特別対策室

TEL:0952-25-7491

●申請期間

検査を受けた年度内に申請してください。

3月31日までに申請の手続きを行わないと請求できなくなります。

郵送の場合は3月31日当日消印有効

お問い合わせ先

その他
ご不明な
点は

佐賀大学医学部附属病院 肝臓なんでも相談窓口

0952-34-3731

平日10:00~16:00
相談料無料、通話料はかかります